

ギリシャ債務危機に関する分析

— 歴史的視点からの考察 —

The Analysis about Greek Debt Crisis from the Historical Viewpoint

羽森 直子*

Naoko Hamori

本稿では、ギリシャが2010年以来債務危機を繰り返してきた要因とその解決策について歴史的背景を含めた視点から分析を行った。同国が陥っている悪循環から脱し、EU（欧州連合）の求める緊縮財政政策と経済構造改革を持続するためには、経済成長を促進して経済を立て直し、政治の安定を図ることが前提となる。支援側であるEUもその点を理解し、成長戦略支援をより積極的に行うとともに、債務負担の削減についても前向きに検討すべきである。

キーワード：ギリシャ、債務危機、財政改革、金融支援、EU

I. はじめに

2009年10月のギリシャ財務統計の改ざん発覚と大幅修正がきっかけとなって発生したユーロ危機の際、債務危機に陥ったユーロ圏のギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペイン、キプロスの5か国がEU（欧州連合）とIMF（国際通貨基金）に金融支援を要請した。5か国のうちギリシャだけが、2010年、2012年、2015年の3度も事実上のデフォルト状態に陥るなどいまだに債務危機解決の目途が立たず、しかも深刻な経済不振に苦しんでおり、金融支援を卒業できていない。これは先進国としては極めて異例の事態であり、緊縮財政政策と経済構造改革の実行を条件とするこれまでの金融支援が、ギリシャに関してはうまく機能してこなかったと考えられる。

本稿の目的は、ギリシャでEUとIMFによる金融支援がうまく機能しなかった原因と、ギリシャ債務危機の解決のために、ギリシャ自身と支援側であるEU・ユーロ圏諸国は今後何を行うべきかについて分析を行うことにある。ギリシャは1981年にEUに加盟し、2001年にユーロ圏に参加したのだが、それ以前には一体どのような歴史的背景を有してきた国なのかという視点を踏まえた分析を行うことによって、これらのテーマについてより深く、かつ正確な考察が可能になると考える。そこで、本稿では以下の順で分析を行う。第II章では、ギリシャの近現代史について政治・経済的側面に焦点を当てて概観する。第III章では、2010年、2012年、2015年の3回発生

したギリシャ債務危機について各々の経緯と対策について分析を行う。第IV章では、今後の展望として、ギリシャ債務危機が再燃する可能性、ギリシャがEUとIMFから金融支援を受けたにもかかわらず債務危機を繰り返してきた悪循環から脱するための方策、そして再度債務危機の責任の所在について考察する。

II. ギリシャの近現代史

ギリシャはOECD(経済協力開発機構)の発足当時からの原加盟国であるという意味において、先進国の一員である。しかし、ギリシャのEUやユーロ圏で見せた一連の行動、財政統計の粉飾、対外借入れ依存による放漫財政の維持、労働市場・社会保障制度・税制など構造改革の停滞、輸出産業不在による経常収支の恒常的赤字、政情不安、国民投票実施に訴える政治スタイル、そして繰り返される債務危機等は、西欧・米国・日本等のいわゆる先進国の常識とは明らかに異なるものであった。本章では、ギリシャの行動様式を理解するために、その歴史的背景を考察する。まず、第1節でギリシャという国の成り立ちを概観した後、第2節では第2次世界大戦後のギリシャ政治の変遷と今日の政治経済体制の形成過程について考察する。そして第3節では、歴史的背景から見たギリシャという国の政治経済上の特徴について整理する。

1. ギリシャ史概観

ギリシャは約10年間の独立運動を経て、1830年にオスマン帝国からの独立を実現したが、それまでギリシャという一つの地理的まとまりと政治的統一体を持った国は歴史的に一度も存在したことはなかった。古代ギリシャというのは、約1,500に上る都市国家各々が独立した国家であり、覇権争いが絶えなかった。中世のビザンツ帝国(東ローマ帝国)では、ギリシャ語が公用語として用いられ、政治と宗教の支配者はギリシャ人(ギリシャ語話者)によって占められていたが、今日のギリシャよりもはるかに広大な領土を有し、ギリシャ人以外にもブルガリア人やセルビア人などのスラブ系民族やアルバニア人など様々な民族によって構成されていた。その後、1204年の第4回十字軍の進軍に伴う西欧諸侯による分割統治を経て、1453年にビザンツ帝国を滅ぼしたオスマン帝国の支配下に入り、この状況は400年近く続いた。つまりギリシャ人は、紀元前338年にギリシャ連合軍がマケドニア王国に敗北して以来延べ2000年以上の間、マケドニア人、ローマ人、フランク人(西欧人一般のこと)、トルコ人に次々と支配されてきたのである。このような歴史からみて、前近代までギリシャ人とそれ以外の諸民族との間の境界は明確なものではなく、ビザンツ帝国およびオスマン帝国においてもギリシャ人は自らをヘレネス(ギリシャ人)ではなく、ロミイ(ローマ人)と呼んでいた¹⁾。したがって、ギリシャ人としての意識やアイデンティティは、独立に向けた機運が高まる中で事後的に、西欧列強など多分に外からの影響によって形成されたものと考えられる。

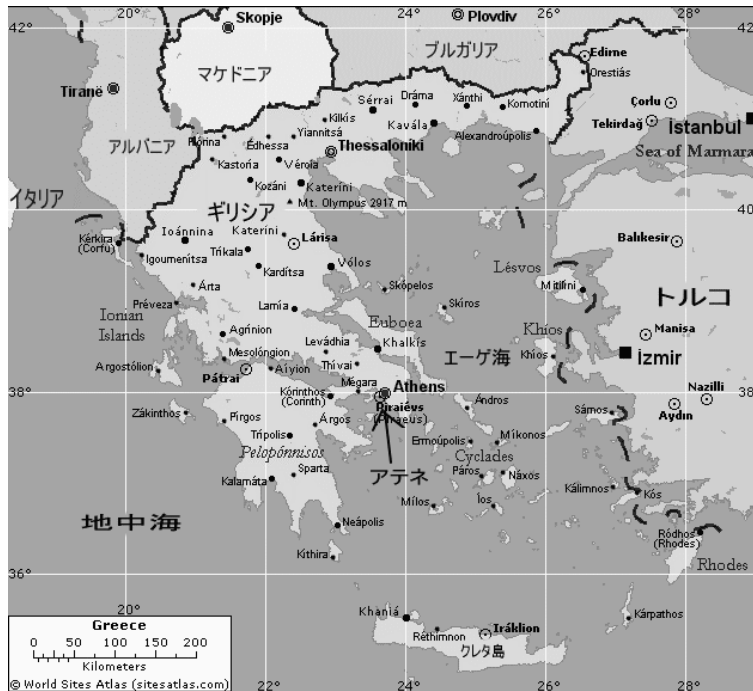
1821年3月にオスマン帝国からの解放を求めるギリシャの独立戦争が始まり、翌22年1月には暫定政府によって憲法が制定され、ギリシャ人は独立した民族として国家を形成するという決意が示された。独立戦争で中心的役割を果たしたのは、オスマン帝国で何らかの特権を有していたギリシャ人エリート層であった。しかし、彼らは一枚岩ではなく、それぞれが異なる価値観をもっており、西欧の啓蒙思想に慣れ親しんでいて、官僚組織と国民軍を有し、宗教の影響から脱した世俗的な西欧型の立憲国を目指すグループから、単にイスラム教徒の支配者を追放して、より自由に自らの特権を享受できる政治体制を作ろうと考えているだけのグループまでが混在していた²⁾。当然のことながら、彼らは主導権争いのなかで対立や分裂を繰り返していた。しかし、ギリシャが独立するためにはヨーロッパ列強の承認と支援が不可欠であるということ、またヨーロッパ諸国から国王をいただき、中央集権的な君主制国家を創設するという意思を内外に示すことが有効であるという点では一致していた。結局1827年に英国、ロシア、フランスが独立戦争に介入を開始し、1830年2月3日に、ギリシャ側には何一つ知らされぬまま、英国、フランス、ロシアが調印した「ロンドン議定書」によって、ギリシャの完全独立が宣言され、1832年にバイエルン王朝出身のオトンを国王とするギリシャ王国が成立した。こうしてヨーロッパとは異なる歴史を持つギリシャ人自身が、伝統的価値観から脱することができないまま対立や分裂を繰り返している中、列強の思惑によって独立が与えられたのである。ギリシャは古代ヨーロッパ文明の発祥の地として西欧諸国の憧憬と崇拝の対象であり、ギリシャ独立戦争に参加するべく義勇兵がヨーロッパや米国からもやってきた。しかし、その古代ギリシャのイメージと独立当時の非文明的な近代ギリシャとのギャップは大きく、欧米諸国とその国民に少なからぬ失望と軽蔑の念を抱かせることになった。

20世紀に入ってもギリシャ国内では対立と分裂が続き、近代国家としての後進性と同国の運命が列強の思惑に左右されるという状況は相変わらずであった。このような構図は、結局第2次世界大戦後も継続していくのだが、それを根本的に変える起爆剤になり得たかもしれない出来事として、1910年から35年までの間に計12年間首相を務めたヴェニゼロスの政治と、1941年から44年までのナチスドイツによる占領と解放について取り上げることとする。

ヴェニゼロス首相はギリシャの近代化に向けての改革を断行し、また列強を相手にした外交でも領土拡大というギリシャ人の長年の悲願を達成することに成功した稀有な存在であった。彼は、クレタ島出身ということもあってギリシャ政界の派閥のしがらみがなく、憲法改正、議員定数の削減、公務員改革、農業などの産業振興策、公共事業、農地改革、累進課税の導入、労働改革、社会保障制度、軍の近代化と軍備増強などを進める一方で、社会主義運動や農民運動を抑制するため国家権力の拡大も図った。ヴェニゼロス政権の政策運営は、ギリシャの近代国家化を加速したという点において高く評価されるべきであろう。しかし、同時にギリシャ社会の分断、将来の火種となる共産主義の台頭というマイナスの面も有していた。軍備増強を始めとするこれら一連

の改革のための資金は外国からの融資によって賄われていたため、1929年の世界恐慌の影響を受け、1930年と31年に債務危機が発生した。英国、フランス、イタリアはいずれもギリシャからの融資要請を拒否した³⁾ため、1932年5月にギリシャはデフォルト（債務不履行）をおこし、1年間で経済規模（GNP）は30%以上縮小し、失業者は約3倍になるという深刻な経済不振に陥ったため、ヴェニゼロス政権への支持は急速に失われた。なお、ギリシャでは1820年代から1930年代までに5回のデフォルトがあったと言われる⁴⁾。

第2次世界大戦中の1941年4月から44年10月まで、ギリシャはナチスドイツを中心とする枢軸国側によって占領された。ナチスドイツは過酷な占領体制を敷き、ギリシャのインフラ等を徹底的に破壊し、銀行預金を接収、鉱物資源や農産物を奪取や徴発した上、占領経費の肩代わりまでさせた。その結果、ギリシャ経済は壊滅的状况となり、深刻な食糧不足と超インフレが発生した。このような危機的状況の中、ギリシャ国民は政治思想の相違や利害を超えて反ナチ抵抗運動を展開し、連合国側の英国は武器提供や軍事顧問の派遣などによって抵抗運動を支援した。ギリシャ政府は亡命していたため、唯一の全国的抵抗組織であった共産党系の民族解放戦線・民族解放軍（EAM/ELAS）が抵抗運動で主体的な役割を果たした。実にギリシャ国民の約3分の1がEAM/ELASに参加したと言われ、共産主義者や左翼思想者以外の参加者が大多数を占めていた。その後、EAM/ELASとソ連の接近を警戒する英国の干渉や占領軍による反共キャンペーンもあって、次第に内部対立が激しくなっていった。それでも、1944年にナチスドイツがギリシャから撤退した時、EAM/ELASはクレタ島を除くギリシャ全土をすでに支配下に収めており、民族解放政治委員会（PEEA）という政府代行組織も有していたので、国家権力の掌握が十分に可能であったにもかかわらず、本来相容れないはずである右翼党派中心の亡命政府の帰還を歓迎し、その内閣への参加を選択したのである。その背景には、ソ連からの圧力があった。実は、戦争末期にソ連のスターリンと英国のチャーチルの間で取り交わされた密約により、戦後ソ連は東欧を東側陣営に取り込む代わりに、ギリシャの処遇を英国に委ね、同国はいずれ西側陣営に組み込まれることになっていた。今回もギリシャ側の与り知らぬところで、列強の思惑によって戦後ギリシャの運命が決定したのである。



(出所) World Sites Atlas (sitesatlas.com)

図 1. 現在のギリシャ

2. 戦後のギリシャの政治・経済

戦争によりギリシャ国土は荒廃し、国民は疲弊していたにもかかわらず、ELAS の共産党勢力を主体とする民主軍と政府軍の間で不毛な内戦が続いた。英国の役割を引き継いだ米国の「トルーマン・ドクトリン」による政府軍への巨額の経済・軍事援助⁵⁾と民主軍の後ろ盾であったユーゴスラヴィア情勢の変化などによって、1949年に政府軍の勝利という形で内戦はようやく終了したが、その後も保守主義的な君主制のもと暫定政権が樹立されては解体するという不安定な状況が続き、1967年にはクーデタによる軍事独裁政権が誕生するに至った。抑圧的で非人道的な軍事政権に対して西欧諸国は反発を強め、EC（ヨーロッパ共同体、EU の前身）におけるギリシャの準加盟国としての地位を保留した。しかし、東西冷戦当時の西側陣営にとってギリシャの地政学的軍事上の重要性は極めて高く、軍事政権も積極的に NATO（北大西洋条約機構）軍や米国軍に便宜をはかった。そこで、米国は軍事政権を最初に公式承認し、良好な関係を保ったのである。米国が軍事独裁政権の樹立に関わったかどうかは噂の域を出ない⁶⁾が、少なくとも同政権が7年間存続できたのは米国の後ろ盾があったからこそだと言えよう。

1974年に軍事政権が崩壊し、ようやく民主主義に基づく国家を築くための取り組みが始まった。国民投票によって君主制が正式に廃止されて共和制へ移行し、新憲法が制定され、共産党は合法

化された。そして、PASOK（全ギリシャ社会主義運動党）とND（新民主主義党）による2大政党制が確立した。この背景には、抑圧的な軍事政権下で第2次世界大戦中より内部対立を続けていた右翼と左翼の政治家・知識人が反軍事政権で結束し、公正で自由な選挙と政治の重要性に対する認識を共有していたことがあった。

1974年に政権を担ったNDのカラマンリス首相は、ギリシャの将来の発展のためにECの公式加盟国となり、西欧の政治的・経済的な枠組みに組み込まれることが有益であると考えた。軍市政権崩壊後のギリシャ経済は、25%を超えるインフレと国際収支の赤字増大、国内経済の停滞に苦しんでおり、経済再建が急務であった。そこで、最低賃金の改定、公務員給与の引き上げ、設備投資や輸出に関する資金調達規制の廃止、公共投資プログラムの見直し等、景気浮揚策が採られた。カラマンリス政権の経済政策運営の特徴は、市場経済に委ねるといふよりも、むしろ政府が広範な経済領域で強い発言権を有し、政府主導で物価、賃金の決定等の政策決定がなされたという点にある。カラマンリス首相の精力的な外交努力もあって、1976年7月よりEC加盟のための正式交渉が開始され、1978年12月21日早朝、17時間に及ぶ最終調整の末、ECはギリシャの正式加盟を決定し、加盟条約の調印、ギリシャ議会での批准を経て、1981年1月1日にギリシャはECの正式加盟国となった。なお、PASOKと共産党はEC加盟に反対し、議決をボイコットした。

1981年10月の総選挙でPASOKは、外交面では「ギリシャ人のためのギリシャ」を目指し、内政面では「特権なき人々のための政治を実現する」という二つの「変革」をスローガンに掲げて大勝し、党首のパパンドレウが首相に就任した。この「変革」は外交面ではそれほど急進的なものではなく、パパンドレウは政権掌握直後にEC加盟の是非を問う国民投票の実施を発表したが、結局実現しなかった。そして、ギリシャは、EC加盟国として徐々にその組織に組み込まれていった。一方、内政面では「変革」が確かに実行されたが、それはプラス面だけでなくマイナス面も有していた。まず、プラス面としては、女性に対して自立した個人としての諸権利を認めたこと、第2次世界大戦中のEAM/ELASの抵抗運動を政府として初めて公式に評価し、内戦後に亡命した人々の帰国を承認したことなどであった。次にマイナス面としては、その後のギリシャ政治に大衆迎合的な政策と放漫財政を根付かせることになってしまったことである。インフレ率が20%を超える中、賃金物価スライド制や金融緩和政策を実施し、国営企業支援、手厚い年金・保険制度の整備、農業やインフラ整備のための補助金、そして選挙民に投票の見返りに公的機関や国営企業への就職を約束する「パトロン・クライアント関係」の政治家個人から政党レベルへの拡張等の大衆迎合的なバラマキ政策を実施した結果、公共部門の肥大化、放漫財政による財政赤字と対外借入れの増大を招き、労働・税制・社会保障などの経済構造改革や国営企業の民営化などへの取り組みを遅らせ、経済競争力の低下を招いた。このようなパパンドレウ政権の「負の遺産」は、その後政権がNDに交代しても「相続」されていたのである。

それでも1985年～1987年とユーロ圏参加を目指した1996年～2000年の2回、PASOKのシメティスが財政再建を試みたが、国民の反発によって改革を貫徹することはできなかった。

3. ギリシャという国の特徴

これまでギリシャの歴史を概観してきたが、本節では歴史的背景から見たギリシャという国の政治経済上の特徴について、いくつかのキーワードを挙げて整理してみたい。

a. 内部対立と分裂

第2次世界大戦中の反ナチ抵抗運動と戦後の軍事独裁政権に対する反対運動という非常時を除いて、ギリシャではこれまで様々な政治的・社会的グループが内部対立と分裂を繰り返し、混乱や政情不安を引き起こしてきた。なかでも共産主義対保守主義（反共）という左翼と右翼の対立は、時に内戦に及ぶほど激しいものであった。一方、いわゆる中道勢力はなかなか育たなかった。このような内部対立と分裂の繰り返しは、ギリシャの近代国家化を遅滞させ、また他国（欧米列強）の介入を許すことにもつながったと思われる。

b. 欧米列強の関与

ギリシャは被支配の歴史が長く、その地政学的な軍事上の重要性もあって、これまで英国、フランス、ロシア（のちにソ連）、ドイツ、米国といった欧米列強が次々と関与し、同国の歴史に大きな影響を与えてきた。1830年の独立、19世紀の領土拡張問題、第2次世界大戦中のナチスドイツによる占領と解放、終戦後の内戦の終結、西側陣営への参加、軍事独裁政権の存続などギリシャにとっての重要事項に関する決定権は、ギリシャ自身ではなく、常に欧米列強にあった。つまりギリシャの運命は、欧米列強の思惑によって翻弄されてきたとも言えよう。このことは、今日の債務危機を巡るギリシャの無責任とも思える行動の背景にあるのかもしれない。

c. 大衆迎合的政策

各政党が政権維持のために、選挙民と政治家および政党の「パトロン・クライアント関係」を始めとする大衆迎合的政策を採用せざるを得ない背景には、産業育成の失敗がある。観光業以外に新たな雇用を生み出す産業を育成できない限り、官の肥大による財政赤字増大という構図は解消されないであろう。産業育成という観点からも、ギリシャ政府には限られた財政資金の選択と集中が求められている。また、現在の経済改革を成功させるためには、国民の納税意識や政治に対する意識を変えることも重要だが、過去数十年にわたって政府に甘やかされてきた国民の意識を変えるのは容易ではないだろう。学校教育を活用し、一世代かけて国民の意識改革を図るぐらゐのスタンスが現実的なものかもしれない。

d. 民主主義の歴史

歴史から明らかなように、古代ギリシャと近現代のギリシャは、民族、宗教、言語、文化、政治体制、国民の意識すべてにおいて全く異なっている。しかし、その事実がしばしば客観的にとらえられず、西欧諸国にギリシャに対する過大な期待と失望を抱かせることになったのは、ギリシャにとっても不幸なことであった。ギリシャは、近代的民主主義国家としては歴史も浅く、大衆迎合的政策の浸透ぶりをみても、同国の民主主義は後進的であると言わざるを得ない。この点では、EUの中核諸国の民主主義とは大きく異なる。なお、ギリシャでは1830年の独立以来、国民投票がかなり頻繁に実施されており、2015年7月の突然の国民投票実施も、チプラス首相にとってはそれほど唐突な行動ではなかったのかもしれない。

III. ギリシャ債務危機の経緯と対策

ギリシャは2001年にユーロ圏に参加した後、2010年、2012年、2015年の計3回事実上のデフォルト状態に陥り、債務危機を招いた。そして、そのたびに緊縮財政政策と構造改革の実施を条件に、EU（欧州連合）、ECB（欧州中央銀行）、IMF（国際通貨基金）から金融支援を受けてきた。以下、それぞれの債務危機の背景と金融支援の内容について整理してみよう。

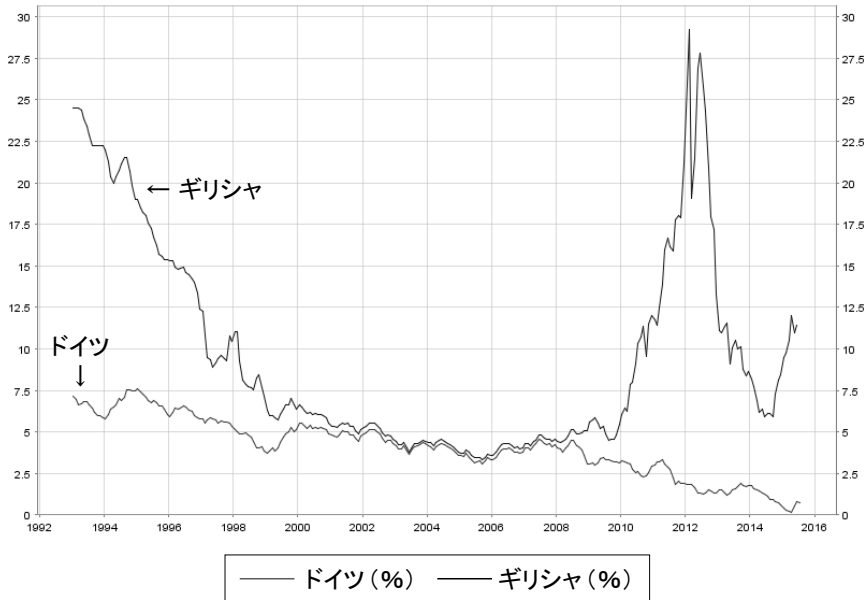
1. 2010年の債務危機

a. 債務危機の背景⁷⁾

ユーロ圏参加後最初のギリシャの債務危機は、ギリシャで2009年10月にNDからPASOKへ政権が交代し、それまで財政赤字が過小評価されていたことが発覚したことがきっかけとなって発生した。2008年の財政赤字の対GDP（国内総生産）比は5%から7.7%へ、2009年の推計値は3.7%から12.7%へ大幅に上方修正されたのである。しかし、その後も何度か修正が繰り返され、最終的には2008年が9.8%、2009年が15.6%に達した。このようにギリシャ政府がEUに報告している財政統計の粉飾が露呈し、しかも上方修正幅が他国ではほとんど見られないほど大きなものだったことから、ギリシャ政府に対する信頼が著しく損なわれた。2009年12月に三大格付け会社は相次いで10年物ギリシャ国債を格下げし、ギリシャ政府の財政状況に対する市場の懸念が強まった。さらに、ギリシャ政府が2001～2008年に米国の大手投資銀行であるゴールドマン・サックスなどの支援を受け、様々な通貨の金利と元本を交換する通貨スワップ取引を行い、一部の公的債務が財政統計に計上されないように操作し、過少報告していたことが2010年2月に発覚したこともギリシャ政府に対する信頼失墜に拍車をかけた。なお、同取引による公的債務残高の節約規模はGDPの1%程度に過ぎなかった。

その結果、2010年に入るとギリシャ国債の利回りは急上昇し、財政の危機ラインと言われる7%を超え、国債の償還期限の迫った同年4月末から5月上旬には13%近くまで上昇した⁸⁾（図2）。

また、ユーロ圏諸国で利回り水準が最低のドイツ国債（Bunds）との利回り格差（スプレッド）についても、2001年のギリシャのユーロ参加後ほとんど差がなくなっていたが、2010年以降急激に拡大し（図2）、利回りのボラティリティも高まった。



（出所）ECB

図2. ギリシャ国債とドイツ国債利回り（10年物、月平均）

欧州委員会・統計局（Eurostat、ユーロスタット）は、それ以前からギリシャの財政赤字（対GDP比）の目標値と実績値の乖離が平均3%（2004～2008年）に達していることを問題視し、同国に対して是正措置を取るよう勧告してきたが、それらが全く無視されてきたことが明らかとなった。この財政統計のズレは、主として政府による国営企業に対する債務保証、民間納入企業への未払い分、銀行への金利スワップ支払いなどが盛り込まれず過少報告されていたものを追加したため生じた。なお、この件をふまえて、ユーロスタットが過剰な財政赤字を抱える重債務国に対してより詳細な情報の開示を要求し、頻繁に現地訪問をすることが、2010年6月のEU財務相理事会で承認された⁹⁾。このことによって、欧州委員会が重債務国の財政状況を検査することが可能になった。

そもそも、ギリシャはユーロ導入の前年である2000年以来、一度も財政規律を守ったことがない（表1）。ギリシャが財政規律を守るために必要な措置を十分とってこなかったことが、同国に対して投資家から厳しい目が注がれる結果を招き、欧州債務危機の震源地となった原因である。EU加盟国がEMU（経済通貨同盟）に参加し、ユーロを導入するには、1992年に調印されたマース

トリヒト条約（EU 基本条約）によって定められた参加条件（長期金利、消費者物価、為替相場、財政規律）を満たさなければならない。さらに財政規律の基準値には、財政赤字の対 GDP 比 3%以内と、公的債務残高の対 GDP 比 60%以内あるいは満足いく速度での低下という二つがある。2000 年のギリシャの実績値は、前者が 2.2%、後者が 104%であったが、1996 年の 110%から着実に低下している¹⁰⁾とのフランスを中心とする多分に政治的な判断により 2001 年からのユーロ圏への参加が認められた経緯がある。しかも、2004 年秋の EU 財務相理事会で、ギリシャ政府は旧政権が 2002 年まで財政赤字の対 GDP 比について虚偽の申告をしており、2000 年の数値が実際は 3.7%であったことを明らかにした。その際、EU はギリシャに対して罰則を科すこともなく、そのままユーロ圏に留め置いたのである。これは、一つには当時ドイツやフランスといった中心国においても財政赤字が拡大し、ユーロ圏諸国に課せられた財政規律の遵守が困難であったという事情と、EU 基本条約にはユーロ圏からの離脱を強制する取り決めも自主的な離脱についての規定もないためであった。

表 1. ギリシャの経済状況

	財政収支対 GDP 比 (%)	公的債務残高 対 GDP 比 (%)	実質経済成 長率 (%)	失業率 (%)	消費者物価 上昇率 (%)	経常収支 (10 億米 ドル)
2000	- 3.7	99.46	3.97	11.35	3.15	- 9.98
2001	- 4.5	99.92	3.74	8.26	3.37	- 9.41
2002	- 4.8	98.11	3.16	8.40	3.63	- 9.62
2003	- 5.6	94.09	6.64	8.05	3.53	- 12.83
2004	- 7.5	94.89	4.95	10.59	2.90	- 13.49
2005	- 5.2	98.13	0.89	10.00	3.55	- 18.27
2006	- 5.7	102.93	5.82	9.01	3.20	- 29.59
2007	- 6.5	102.78	3.54	8.40	2.90	- 44.65
2008	- 9.8	108.75	- 0.44	7.76	4.15	- 51.55
2009	- 15.6	126.22	- 4.40	9.62	1.21	- 36.01
2010	- 10.7	145.67	- 5.45	12.71	4.71	- 30.33
2011	- 10.2	170.96	- 8.86	17.86	3.33	- 28.61
2012	- 8.7	156.49	- 6.57	24.44	1.50	- 6.18
2013	- 12.3	174.95	- 3.90	27.47	- 1.04	1.41
2014	- 3.5	177.19	0.77	26.49	- 1.43	2.20

(出所) IMF: World Economic Outlook Database April 2015 および Eurostat のデータより筆者作成

ユーロ導入後、ギリシャの2001～07年の実質成長率は平均4.2%とユーロ圏平均の1.9%をかなり上回っていた。通常であれば、経済成長は税収の増加につながり、財政再建は容易になるはずである。にもかかわらず、どうしてギリシャ政府は慢性的な財政赤字に陥っていたのだろうか。以下、その理由を考えてみよう。

第一に、歳出の拡大である。歳出の中で突出して大きい項目は「社会保障費」と「人件費」であり、この2項目で全体の70%を超えている。ギリシャの年金制度は、現役時代の平均年収に対する年金給付水準、年金給付開始年齢、年金満額支給に必要な保険料の納付期間など北欧の高福祉諸国に匹敵する充実ぶりである。つまり、ギリシャは経済規模や所得水準に釣り合いな給付を続けてきたと言えよう。また、ギリシャでは、これまで二大政党が国民の人気取り（ポピュリズム）政策を競い合ってきた。その結果、政府は政権交代の度に選挙の功労者や失業者を公務員として雇用してきたため、公共部門の雇用は労働人口の4分の1を占めており、人件費の負担も国家財政を圧迫している。

第二に、歳入の伸び悩みである。その最大の原因は、脱税や税務署職員の汚職が横行しており、徴税能力が低いことである。ギリシャでは、弁護士や医者、小売店を含む自営業者が人口の30%を占めていることもあり、所得の過少申告が横行している。また、各種の税控除が多すぎて、課税ベースが小さくなっている。たとえば付加価値税（VAT）は19%（2010年2月まで）¹¹⁾とEUの標準的水準であるが、実効税率は10%にとどまっているため、約半分しか税徴収できていないことになる¹²⁾。ギリシャでは、このような前近代的な国民の税意識や税制度に対する改革が、これまで遅々として進んでこなかったのである。

第三に、放漫財政を支えた対外借入れの増加である。財政赤字を継続するには、不足分を国債発行によって賄うしかないが、ユーロ導入により国際通貨ユーロの信認に支えられて長期金利が低下し、国外から低コストで資金調達することが可能になったのである。ギリシャ国債の約80%をイギリス、フランス、ドイツの銀行など国外の投資家が保有していた。ギリシャが、歳入増加と歳出削減努力を怠り、高い公的債務比率を維持しながらも、長期金利が低下したのはユーロの信認に支えられていたからだと言える。

その後、2009年には世界経済危機の影響による欧州経済の景気低迷によって、ギリシャの実質経済成長率もマイナス4.4%へ低下して不況となった。さらに同年10月に実施された総選挙対策、いわゆる国民の人気取り政策のための歳出増加も加わって財政赤字が拡大した（表1.）。

b. 第1次金融支援（2010年5月）

2010年に入りギリシャへの金融支援の必要性が明らかになった後も、EU内のユーロ圏参加国に対する金融支援制度が整備されていなかったことや各国の思惑もあって迷走が続いた。結局4月23日にギリシャ政府がEUとIMFに金融支援を要請した後、5月2日に同国に対するユーロ圏

と IMF による 3 か年で総額 1,100 億ユーロの金融支援がようやく正式決定された。その内訳は、ユーロ圏参加国による二国間融資の 800 億ユーロと IMF の構造調整プログラムに基づく融資の 300 億ユーロであった。この金融支援は、ギリシャ政府が作成した財政再建と経済構造改革計画の実施を条件とし、欧州委員会、IMF、ECB の三者の監視委員会（トロイカ）によって四半期ごとに政府計画の進捗状況がチェックされ、その後の融資の可否が決定されることになった。当初の計画では、財政再建により 2014 年までに財政赤字の対 GDP 比を 3%以下にすること、改革の進展により市場の信認を回復し、2012 年第 1 四半期には長期国債発行による資金調達を再開することが予定されていた。

また、2010 年 5 月の臨時 EU 経済財務理事会において、EU 内の金融支援の枠組みも設立されることになった。国際収支危機に陥った EU 加盟国への既存の金融支援制度である「国際収支ファシリティ」を 600 億ユーロに増額した「欧州金融安定化メカニズム（EFSM: European Financial Stability Mechanism）」と、2013 年 6 月までの時限的ユーロ圏の金融支援機関として新たに設立された 4,400 億ユーロの「欧州金融安定化基金（EFSF: European Financial Stability Facility）」から構成され、総額 5,000 億ユーロ規模であった。EFSF は、ユーロ圏参加国が ECB への出資率に対応した比率で保証を付与した債券を発行することにより、必要な資金を調達する。2010 年 6 月には IMF による融資 2,500 億ユーロを加えて、総額 7,500 億ユーロの融資枠となった。

2. 2012 年の債務危機

a. 経緯

第 1 次金融支援の実施によってとりあえずデフォルト（債務不履行）危機を免れたギリシャであったが、計画通りには財政再建は進まなかった。PASOK 政権は、財政再建に向けての付加価値税の税率引き上げや新規不動産税の導入などの歳入増加政策、公務員給与の引き下げなど歳出削減策、専門職制度の自由化などの規制緩和策、国有資産の売却等を実施したが、これらの財政再建策に対する労働組合を中心とするデモやストライキが頻発し、政局は混乱した。緊縮財政策は、景気後退を招き、国民生活を圧迫した。2008 年以降マイナス成長が続いており、失業率の増加傾向にも歯止めが効かない状況であった（表 1.）。ギリシャは 2011 年 6 月に再び金融支援を要請する事態となった。PASOK のパパンドレウ首相は、同年 10 月に欧州理事会で合意されたギリシャ向け第 2 次支援の条件である厳しい財政緊縮策の是非を国民投票に問うと突然表明した。しかし、この首相表明は内外から強い批判にさらされ、結局国民投票の実施は見送られ、内閣は退陣に追い込まれた。そして、11 月に元ギリシャ中央銀行総裁で欧州中央銀行副総裁も歴任したパパディモスを首相とする PASOK、ND、LAOS（国民正統派運動）の連立政権が発足した。

このような厳しい緊縮財政策による経済不振が招いた政情不安以外にも、EFSF が時限的機関であることによる継続的金融支援に対する不安があったこと、第 1 次金融支援では PSI（民間債

権者の関与)について具体的な取り決めがされなかったため、債務危機の根本的解決への道筋不明であると判断されていたこと等から、市場のギリシャ財政再建に対する疑念は払しょくされなかった。

b. 第2次金融支援(2012年3月)

2012年3月のユーロ圏財務相会合で、IMFからの融資を合わせて向こう4か年総額1,300億ユーロの第2次金融支援が承認された。また、第1次金融支援の融資金利を逡巡的に減免し、各国中央銀行が保有するギリシャ国債の利子収入を提供することにも合意した。第2次支援計画によると、税収から国債費以外の歳出を差し引いたプライマリー・バランス(基礎的財政収支)を2013年から黒字化し、公的債務残高を2020年までに対GDP比120.5%まで削減すること、最低賃金の22%削減などの労働市場改革などによって国際競争力を回復させ、2014年にはプラス成長に転換することが想定されていた。

第2次金融支援では、銀行などの民間債権者が保有する債権の圧縮を通じて金融支援に協力するというPSI(民間債権者の関与)もついに実現の運びとなった。民間債権者が保有するギリシャ国債約2,060億ユーロの額面の53.5%をカットし、残った部分を、利回りを抑えて新たに発行する債券と交換を実施することで合意したのである。そして、2012年4月に自発的に債務放棄に応じなかった債権者保有分についても債権カットが断行された。これはデフォルト要件に該当するとされており、ギリシャは先進国で初のデフォルト状態に陥った。しかし大幅な債権カットにもかかわらず、市場はギリシャの財政再建に関して悲観的であり、交換された新国債の利回りは大幅に上昇した。そこで、2012年12月にギリシャ政府はEFSFからの金融支援を元手に、市場で流通する新国債を額面の約34%である時価で買い戻すという「バイバック・オペレーション」を実施した。このような債務調整を経て、ギリシャ国債の保有者構成は大きく変化し、民間金融機関のシェアは急激に低下した¹³⁾。

2012年9月にEFSFの恒久的なユーロ圏の金融支援機関として「欧州安定メカニズム(ESM: European Stability Mechanism)¹⁴⁾」を設立するための条約が発効し、ESMは2012年10月にルクセンブルクで活動を開始した。ESMはEFSF同様、ユーロ圏参加国の信用力を裏付けとする債券発行により資金調達を行い、EFSFを上回る最大5000億ユーロの融資能力を有している。ESMから融資を受ける国は、EUなどと財政改革に関する覚書を結んで、構造改革を推進しなければならない。

3. 2015年の債務危機

a. 経緯

第2次金融支援についてもその実施条件として、ギリシャ政府に対して増税、年金改革、公務

員改革、公共投資削減、大規模な民営化などの厳しい緊縮財政政策および経済構造改革の断行が求められた。2012年にはPSIによって公的債務残高の対GDP比は低下し(表1.)、また同年以降緊縮財政政策によりプライマリー・バランスは徐々に改善していった¹⁵⁾。しかし、相変わらず経済不振は続き、失業者の増加など国民生活を圧迫した。このように、第2次金融支援が実施された後も緊縮財政と経済不振は国民の不満を増大させ、大規模なデモや暴動が頻発し、政情不安が続いた。2012年5月に総選挙が行われたが、ND、PASOKの連立与党は過半数割れをした上に、連立協議も不調に終わった。その一方で、反緊縮と政府債務の減免を掲げる野党のSYRIZA(急進左派連合)は躍進した。結局6月に再選挙が実施され、ようやくND、PASOK、民主左派による連立政権が発足した。その間、当然のことながら財政および経済再建策の運営は滞ることになった。さらに、2014年12月には大統領選挙が実施されたが、与党(ND)の擁立した候補が必要票数を獲得できなかったため、憲法に基づき議会が解散され、2015年1月に総選挙が行われた。そして、チプラス首相率いる反緊縮派のSYRIZAが圧勝し、ANEL(独立ギリシャ人党、右派)と連立政権を樹立したのである。

新政権とEUは金融支援及び政府の緊縮財政政策についての厳しい交渉を経て、2月20日のユーロ圏財務相会合で金融支援プログラムの6月末までの4か月延長にひとまず合意した。しかし6月末から金融支援の延長をめぐる、EUおよびユーロ圏を巻き込んだ大きな混乱が生じた。6月27日、ギリシャ政府はEUが金融支援延長の条件とした財政改革をめぐる最終通告を拒否し、この改革の是非を問う国民投票の実施を突然表明したのである。これに反発したEU側はギリシャへの金融支援の延長を拒否し、ギリシャは6月30日が返済期限であったIMFへの15億ユーロの債務返済を行うことができなかったため、事実上のデフォルト¹⁶⁾に陥った。6月28日にはECBは、ギリシャの金融機関の資金繰りが預金の大量流出等により著しく悪化していたにもかかわらず、ギリシャの金融機関へのELA(緊急資金繰り支援)¹⁷⁾の上限拡大を見送り、ギリシャは預金引き出し限度額や海外送金、現金持ち出しの制限等、資本規制の導入を余儀なくされた。7月5日に実施された国民投票では、緊縮財政政策に反対が約60%という結果となり、なかでもEUの要求する緊縮策による経済不振への強い不満を抱く若年層(18歳~29歳)や低所得者層では反対が70%以上と高い比率を占めた。しかし、ギリシャは7月14日に円建て債(サムライ債)117億円、20日にECB保有のギリシャ国債35億ユーロ、8月20日には再びECB保有のギリシャ国債32億ユーロの償還期限を控えており、これらの償還が滞ると本当のデフォルトに陥ってしまう瀬戸際にあった。たしかにギリシャ政府はロシアや中国等への接近を図り、EUや米国に対して揺さぶりをかける姿勢を見せたが、それらはあくまでギリシャ伝統の政治的駆け引きにすぎず、結局EUに新たな金融支援を仰ぐ以外、財政破綻によるデフォルトを回避するための選択肢はなかった。そこで、7月9日にギリシャはEUに譲歩した財政改革案¹⁸⁾をEUに提出し、新たな金融支援を要請するだけでなく、10日にはEUに対して改革実行の意思を明確にするため、改革案の議

会承認も行った。しかしこれまでの経緯もあって、ドイツを中心とする EU 側のギリシャ政府の改革案遂行に対する不信感は強く、7月11日のユーロ圏財務相会合に続き、12日に始まった臨時ユーロ圏首脳会議では、新たな金融支援の条件を巡ってギリシャとドイツ等の間でユーロ離脱の可能性をも含めた激しいやり取りがあった。そして夜を徹した交渉の末、7月13日朝、新たな金融支援と財政改革に関して、ユーロ圏とギリシャは基本合意に至ったのである。

b. 第3次金融支援（2015年8月）

ユーロ圏とギリシャが基本合意に至った新たな金融支援と財政改革の骨子は、以下の通りである。ギリシャは、①7月15日までに議会で増税、年金改革などの財政再建策を法制化し、年金改革の具体像を10月までに提示する、②500億ユーロ規模の国有財産を年内に新設する民営化基金に売却し、債務返済や銀行への資本注入に活用する、③プライマリー・バランスを2016年に黒字化し、2018年までに黒字幅の対GDP比3.5%を実現する。ユーロ圏は、①ギリシャ議会の財政再建策法制化後に支援手続きを開始する、②支援はESMを通じて行う、③支援総額は最大860億ユーロで期間は3か年であり、短期つなぎ融資¹⁹⁾も実施する、③経済成長策としての雇用創出や投資促進を支援する、④債務の削減は行わないが、返済期間の延長等が必要と判断した場合は10月に債務負担の軽減策について再度協議を行う、⑤IMFが支援に参加するかどうかを10月に再判断する。

追加的な改革法案には退職年齢と年金給付開始年齢の引き上げなどの社会保障制度の包括的見直し、農業や自営業者への課税強化、レストランでの付加価値税（VAT）の13%から23%への引き上げ、離島の軽減税率の廃止（2017年初めまでに）、不良債権処理の新制度、銀行の破綻処理手続きの策定、民事訴訟手続きの見直し、エネルギー市場の規制緩和などが含まれていた。ギリシャ議会でこれらの法案の採決が行われた際には、与党から30人以上の造反議員が相次いだ。16日未明に親EU派の野党の賛成で何とか法案可決に持ち込んだ。ドイツやオランダなど6か国の議会承認²⁰⁾を経て、8月14日のユーロ圏財務相会合でEUによる最大860億ユーロのギリシャへの第3次金融支援が正式に決定し、19日にユーロ圏参加国を支援するESM（欧州安定メカニズム）理事会でギリシャへの新たな支援が承認された。これを受けて、20日にESMによる130億ユーロの初回分の融資が実行され、ギリシャ政府は同日期限を迎えたECB（欧州中央銀行）が保有するギリシャ国債32億ユーロの償還を無事行うことができた。当面、大規模な債務返済はないため、ギリシャがデフォルトに陥るリスクはひとまず回避されたと見えよう。また、ECBは2015年2月にギリシャ国債を資金供給の適格担保とする特例措置を廃止して以来、ギリシャの金融機関を対象とするELA（緊急資金繰り支援）の上限を段階的に引き上げていたが、8月18日に910億ユーロから897億ユーロに引き下げたことから、同国の金融機関の資金繰りが改善傾向にあるとみられる。さらに、このような金融システムの安定化の兆しは市場でも好感されており、金融

支援合意を受けてギリシャ国債の利回りは低下傾向にあり、格付けも引き上げられた。一方、景気悪化は深刻であり、EUの見通しによると2015年、2016年の経済成長率はそれぞれ-2.3%、-1.3%と当面マイナス成長が続くとみられる。

このような状況の中、8月20日にチプラス首相が辞任し、9月に総選挙が実施されることになった。与党内の反緊縮派勢力を排除し、政権基盤を固めることがその目的とされるが、選挙結果によっては政局が混乱し、第3次金融支援の継続に悪影響を与える可能性がある。当初、チプラス政権は年金削減や民営化推進などの改革を着実に実行し、EUに債務負担の削減を認めさせた上で10月以降に選挙を実施する意向であったと言われる。しかし、EUからの金融支援を得るために必要な財政改革の関連法案の採決をめぐり与党内の亀裂が深刻化したこと、今後緊縮財政政策に加えて経済不振による支持率が低下する可能性について考慮した結果、前倒しでの選挙実施を決断したものと思われる。

IV. 展望

1. ギリシャ債務危機の第4幕が開く可能性はあるのか？

以上の分析から明らかなことは、ギリシャでは以下のような悪循環に陥ってきたということである。つまり、債務危機を鎮静化するために必要であったEUからの金融支援は、当然のことではあるが、その見返りとしてギリシャに厳しい緊縮財政政策と経済構造改革を課すものであった。具体的には、①労働市場の弾力化：解雇規制緩和、非正規労働の導入拡大、同一賃金同一労働の普及など、②行財政制度の合理化：国有企業の民営化、年金制度改革、租税制度の改革等、③規制緩和等となっている。しかし、ギリシャでは緊縮財政政策の実施などによって6年連続のマイナス成長、20%を超える失業率という深刻な経済不振が続き、国民生活は著しく圧迫されている。その結果、国民の政府に対する不満は増大し、ストライキやデモが頻発した。金融支援が実施されても、その度に内閣支持率は低下し、2009年以降4回も政権が交代するという政情不安を招いた。このような政情不安による政治空白によって、緊縮財政政策や経済構造改革は結局不十分なレベルに止まった。また、長期的な経済不振によって名目GDPの減少が続いた結果、公的債務残高の対GDP比はPSIによる低下が実現した2012年以外は増加傾向に歯止めがかかっていない(表1.)。

ギリシャはこのような債務の自己増殖プロセス²¹⁾に陥っているため、金融支援が期限を迎えると債務危機が再燃するということを繰り返してきた。これは、ギリシャの累積債務危機が流動性(リクイディティ)問題ではなく、支払い能力(ソルベンシー)問題の性質を有しているためだと考えられる²²⁾。このような悪循環から脱しない限り、第3次金融支援の期限である3年後の2018年に、ギリシャが再び債務危機に陥る可能性は否定できない。

2. 悪循環から抜け出す方法は？

ギリシャがこのような悪循環から抜け出すためにはどうすべきであろうか。債務危機の根本的解決のためには、第一義に同国自身が財政改革を断行することが不可欠である。つまり、民営化の推進、増税、さらに脱税の横行²³⁾を是正することにより税捕捉率を高めて歳出の増加を図り、また年金給付額の削減及び支給年齢の引き上げ、公務員の人数及び給与カットなど官肥大の是正を実行し、歳出を削減しなければならない。しかし、このような改革は国民生活に大きな犠牲を強いるものであり、改革遂行のためにはギリシャ国民の改革への理解、さらには納税義務に対する意識改革などが欠かせない。これまでの経緯をみると、国民に犠牲を強いる改革の成否は国民がどこまでそれに耐えられるかに尽きると言ってもいいだろう。すでに、ギリシャ経済の不振は深刻である。日本の約3分の1の面積で人口約1100万人、GDPの規模はユーロ圏全体の2%(2014年)を占めるにすぎない。しかも緊縮財政政策の影響によって、同国の経済規模は2009年から2014年にかけて25%も縮小した。その結果、民間を中心に雇用者数は100万人減少し、失業率は25%を超え、なかでも25才未満の若者の失業率は50%に達している。これまでの失敗を繰り返さないためにも、緊縮財政を強制するだけでなく、同時に経済状況の好転を図るための方策を検討すべきである。具体的には、成長戦略の策定と実行、規制緩和の徹底、債務負担の削減などが考えられるだろう。

a. 成長戦略の策定と実行

ギリシャ政府は経済成長の推進による税収増加を図ることが重要であり、EU側も緊縮財政を強制するだけでなく、ギリシャが経済不振から脱却するための支援を積極的に行うべきである。第3次金融支援では、EUがギリシャの投資促進、雇用創出、貧困対策、研究開発、教育、インフラ整備などのプロジェクトに対して、2014年から2020年までの間に総額350億ユーロの補助金を投入するという方針も盛り込まれている。このような計画が、果たしてギリシャの成長促進につながるかどうかは今後のギリシャとEUの取り組み次第である²⁴⁾。

ギリシャの産業構造をみると、主要産業である観光業と海運業の他、不動産業、公共サービス等を含むサービス業がGDPの実に82.8%(2014年Eurostat)を占めている。一方、製造業の比率は8.5%²⁵⁾(同年)と低く、食品加工業や繊維業など軽工業が中心で、輸出競争力のある製造業は育っていない。ギリシャの主要な貿易品目は鉱物燃料²⁶⁾であり、ロシアやイラク等から原油を輸入し、精製した石油製品を輸出している。なお、輸出入に占めるEU地域の割合は約48%となっている。またギリシャはユーロ圏に参加し、独自の通貨を有していないため、自国通貨安による輸出競争力アップを図ることは出来ない。まずは、主要産業である観光業と海運業の落ち込みをできるだけ早く改善し、民間雇用と所得の拡大につなげることである。そして行き当たりばったりの近視眼的な方策ではなく、中長期的な成長戦略の下で成長産業を育成していくことがギリ

シヤ経済の将来にとって非常に重要である。成長産業の候補としては、物流業、再生エネルギー産業などが挙げられている²⁷⁾。同時に、遅れているインフラ整備を進めることによって他の EU 周縁国のように外資導入を促進し、製造業の育成や主要産業の一つである農業の振興を図ることも経済効果の即効性を高めるために有効であろう。ただし、外資導入を促進するためには政局の安定によるギリシャ政府の改革遂行能力に対する信頼性の回復が不可欠であり、ハードルは高い。

もし中長期的成長戦略により成長産業の育成と民間企業の活性化に成功し、投資や輸出の増加を実現させることができれば、ギリシャ経済は消費と政府等公共部門に依存する体質から脱却することができ、債務危機問題の解決への道筋も見えてこよう。

b. 規制緩和の徹底

ギリシャ経済を再生させるためには、競争力を高め、雇用と所得増加につなげることが重要である。そのためには、歴代政権が政権維持のため、これまで手を付けてこなかった様々な規制を撤廃し、競争を促進することが不可欠である。OECD（経済協力開発機構）によると、ギリシャの商品・サービス市場の自由度は EU 加盟国で最下位であり、EU はこうした様々な規制がギリシャの成長と雇用創出を妨げていると指摘しており、規制撤廃が必要な分野のリストを公表している。ギリシャのシンクタンクである IOBE（経済産業調査機関）によると、ギリシャの各産業分野には約 250 種類に上る参入障壁が存在し、そのうち参入規制の撤廃が実現しているのは 10% に満たない。ギリシャ政府はこれまで約 150 項目の規制緩和を公約しており、第 3 次金融支援でも企業を活性化するための施策として、営業許可などの規制緩和、団体貸金交渉の制限、訴訟費用を軽減する司法制度改革などが盛り込まれた。しかし、労働組合や各業界団体などの既得権益層はこのような改革に激しく反発しているため、今後政府が規制撤廃を断行し、持続的な成長力を確保できるかどうかは不透明である。

c. 債務負担の削減

EU が主張する供給サイドに重点を置く構造改革によって成長力を高めようとする方向性自体は、経済学的には間違っていない。しかし、その効果が具体的な数字となって現れるまでには少なくとも数か月の時間が必要であり、短期的には既得権益者等国民に痛みを強いることから、政治的および社会的な反発を生みやすいのもまた事実である。しかも、ギリシャは深刻な経済不振と政情不安に陥っており、このような状況下で厳格な緊縮財政政策と経済構造改革を断行することは、政治的・社会的不安が高まるリスクの増大につながる。

ギリシャの公的債務残高は 2015 年 3 月末に 3,100 億ユーロに達している。IMF は同年 7 月 14 日に発表した報告書の中で、ギリシャの公的債務残高の対 GDP 比率が 2022 年でもなお 170% に止まると予想し、同国の財政の持続可能性に疑問を呈し、債務負担の大幅な削減をしない限り、

ギリシャ政府の債務返済能力を確保し、債務危機の再燃を防止することはできないと主張している。そして、EU がギリシャに対して 30 年間の返済猶予と債務削減（債務元本の削減）に応じるべきだとして、第 3 次金融支援への参加を保留した。

一方、EU はギリシャの債務削減には消極的であり、第 3 次金融支援においても債務の削減は行わないが、返済期間の延長等は検討するという表現にとどまっている。EU が債務削減に否定的なのは、次の 2 つの理由による。第一に、EU 基本条約の「救済禁止条項（EU 機能条約第 125 条）」により、加盟国の債務削減を EU や他の加盟国が引き受けることによって財政を救済することは禁止されている点である。第二に、EU およびユーロ圏の事実上の盟主であるドイツが債務削減に強硬に反対している点である。そもそも救済禁止条項は、ドイツにドイツ・マルクを放棄させるために確約した規律であり、他の加盟国の財政補填のために税金が転用されることはないことを明記することにより、ドイツ・マルクの放棄とユーロの導入がドイツ議会で承認された経緯がある。しかも、ドイツは、ギリシャにおける 2010 年以降の債務危機とその後の混乱を招いた責任はギリシャ政府にあると考えており、ギリシャの自己規律能力および 2015 年の第 3 次金融支援合意までの混乱を招いたチプラス政権に対する不信感は強い。一方、経常収支の黒字を拡大し、ユーロ圏で独り勝ちしてきたドイツにとって、輸出大国として成長を続けるためにユーロの安定は何よりも重要であり、ギリシャ債務危機の解決がユーロ安定化に寄与することも事実である。また、金融支援におけるドイツを始めとする EU 加盟国の負担を軽減し、ギリシャへのトロイカ（EU、ECB、IMF）による監視体制を維持するためにも、IMF が第 3 次金融支援に参加条件としている債務削減に対して何らかの配慮は必要であると考えられる。

今後の展望としては、EU はギリシャに財政および経済改革の確実な実行を約束させた上で、EU 基本条約の救済禁止条項に抵触しない範囲での債務負担の軽減、つまり返済期日の繰り延べ、金利削減、債務返済猶予の延長などに関する交渉に応じることで、IMF に対して第 3 次金融支援への参加を促していくのではないかとと思われる。

3. 改めてギリシャ債務危機の責任の所在は？

ギリシャの債務危機の最大の責任は、言うまでもなくギリシャ自身にある。新たな EU による金融支援が有効なものとなるためには、ギリシャ政府が債務の返済、改革の断行、内政の安定という困難な課題をクリアすることが求められている。しかし、責任は本当にギリシャだけにあるのだろうか。ユーロ圏参加条件を満たすために行われた財政統計の粉飾、ユーロ圏参加後のドイツやフランスなど EU 中核諸国の民間金融機関等からの低金利での借入れによる公的債務の膨張と放漫財政、財政赤字の対 GDP 比 3% 以下を維持するという安定成長協定による財政規律ルールに対する常習的な違反、といった債務危機に陥るまでのギリシャの行動に対して EU は手をこまぬいていた、あるいはギリシャを特別扱いしてきたとは言えないだろうか。ギリシャの歴史を

振り返ると、観光産業以外の産業がほとんど育たず、国民の納税意識も低く、19世紀以降デフォルトを繰り返してきた。しかも戦後の内戦とその後の軍事独裁制を経て1974年に民主制に移行後まだ日が浅かったにもかかわらず、1981年にEU（当時はEC（欧州共同体））加盟が実現したのは、ギリシャ経済の発展状況が加盟条件を満たしていたからというよりも、むしろ政治的な配慮によるものであった。これらのことを考慮すれば、EUはギリシャのユーロ圏参加に際しての同国の財政統計を注意深く精査すべきであったし、粉飾を見抜くことも十分可能であったろう。また、ユーロ圏諸国が欧州委員会・統計局（Eurostat、ユーロスタット）のギリシャの財政状況に関する警告を無視せず、ギリシャを含む全ユーロ圏諸国の財政規律ルール違反に対して罰則規定の適用を含めた厳格な対応を行っていれば、ギリシャの累積債務がこれほど膨張することはなく、その後の事態は大きく変わっていたであろう。さらに、欧州系民間銀行はギリシャへの融資に際して、投資リスクなどを厳格に審査する等もう少し慎重であるべきだった。ただし、ユーロ圏において輸出競争力が高く経常収支が黒字であるドイツ等の中核諸国と、輸出産業が育たず、経常収支が赤字である周縁諸国²⁸⁾の間の経済格差が拡大したにもかかわらず、中核諸国は公的所得移転の枠組みの構築に対して消極的であった。このことが、ギリシャ等周縁諸国への民間資金の流入を招く一因となり、この点に関する責任の一端は中核諸国にあると言えよう。

これまでの分析から明らかなように、EU、なかでもフランスはそれまでの欧米列強と同様、地政学上の重要性とヨーロッパ文明および民主制発祥国への崇拜もあり、ギリシャを何かと特別扱いし、ギリシャも自らの立場に甘えてきたとも言える。しかし、現在ギリシャ債務の民間債権者は少なくなっており、ESMおよびECBによる危機対応システムも整備され、ギリシャがデフォルトに陥ってもその影響は限定的であるとされる。また、2010年以来の金融支援をめぐるギリシャとの交渉の過程でEUの盟主となったドイツなど中核諸国のギリシャに対する意識には変化が生じている。さらに、ドイツと並ぶEUのリーダーであるフランスは、これまでギリシャとドイツの仲介役を務めてきたが、足元の経済はドイツに比べるとかなり脆弱であり、金融支援負担においてドイツに代わり中心的役割を果たす余裕はない。したがって、ギリシャで債務危機が再燃した場合、盟主ドイツの決断によってか、あるいはギリシャ政府自身の意思によってか予想はつきかねるが、ギリシャのユーロ離脱が現実的な選択肢となる可能性は今回以上に高まるだろうと考えられる。ギリシャに残された時間は3年間しかないことをギリシャ自身だけでなく、EU、とくにユーロ圏中核諸国も認識し、累積債務問題解決の第一歩であるギリシャ経済の立て直しのために、各々の立場でなし得る方策を真剣に検討すべきである。

謝辞

本研究は、流通科学大学特別研究費の助成による研究成果の一部である。

注

- 1) 村田 (2012) pp.9 を参照。
- 2) 村田 (2012) pp.47 - 48 を参照。
- 3) 村田 (2012) pp.174 によると、ギリシャの対外債務は国家予算の 43% に達していた。
- 4) 日本経済新聞 2015 年 7 月 9 日付記事を参照。
- 5) 1947 年～49 年に、3 億 4550 万ドルの軍事援助が行われた。
- 6) 村田 (2012) pp.215 を参照。
- 7) 羽森 (2013) pp.100～103 を参照。
- 8) ギリシャ政府は 2010 年 4 月 20 日に 82 億ユーロ、5 月 19 日に 85 億ユーロの国債の償還期限を迎えることになっており、借り換え債の発行ができない場合にはデフォルトに陥る可能性が懸念された。
- 9) 欧州委員会は、2004 年にもユーロ圏各国の財政状況を検査する権限のユーロスタットへの付与を求めたが、国家主権への侵害と反対するドイツなどの反対で実現しなかった。
- 10) ギリシャの公的債務比率は、1990 年の 79.7% と比べると大きく上昇していた。
- 11) その後、付加価値税率は 23% へ引き上げられることになった。
- 12) ドイツの付加価値税の徴収率は約 70% である。
- 13) ギリシャの公的債務に占める民間が保有する国債の割合は、2015 年には 12% まで低下していた。
- 14) 羽森 (2015) pp.113～115 を参照。
- 15) 2013 年にはギリシャのプライマリー・バランスは黒字化した。
- 16) 格付け会社がデフォルトの判断対象としているのは、IMF などの公的機関ではなく民間が保有する国債の償還についてである。
- 17) ELA 実施の条件は、金融機関が支払い能力と適格担保を有していることである。また ELA の上限の拡大は、EU の財政改革案への同意と資本規制の導入が前提となっている。
- 18) 日本経済新聞 2015 年 7 月 25 日付記事によると、ギリシャが EU に提出した財政改革案の草案は、フランス大統領オランドの指示で、国民投票後、極秘にギリシャへ派遣されたフランスの財務官僚が作成したものであった。
- 19) EU によるつなぎ融資は 2015 年 7 月 16 日に EFSM によって実行され、その規模は 70 億ユーロであった。また、同日 ECB は ELA による 909 億ユーロ規模の追加資金をギリシャの金融機関に対して供給した。
- 20) 7 月 17 日のドイツ議会での採決では、与党議員 65 名が造反した。
- 21) 土田 (2015) を参照。
- 22) 土田 (2015) によると、金融支援を要請した他の 4 か国の累積債務危機の性質は流動性問題的であり、ギリシャとは異なっていた。
- 23) シンクタンクの計画経済研究センター (KEPE) によると、ギリシャでの未徴収の付加価値税 (VAT) は年 75 億ユーロで、2014 年の GDP の 4% に相当する。また、脱税など「影の経済」の規模は GDP 比 24% に達し、ドイツの 13% を大きく上回っている。
- 24) 過去においても類似の計画が実施されてきたが、予算を消化しきれずに終了した経緯がある。
- 25) ドイツは 22.3%、イタリアは 15.5%、スペインとポルトガルはいずれも 13.2% 等となっており、ギリシャは製造業の比率が他の EU 諸国に比べて低い。
- 26) ギリシャの輸出の 37.3% (2014 年 Eurostat)、輸入の 30.8% (同) を占めている。
- 27) たとえば、ギリシャ民間シンクタンクのヘレニック財団のディミトリス・カチカス氏は、「ギリシャはこ

これらの産業を成長産業とする国家戦略を策定すべきである」と指摘している。

- 28) 以前は周辺諸国も周縁諸国と同義語として使用されていたが、現在ではユーロ圏外の東欧 EU 加盟国を周辺諸国、ユーロ圏内については周縁諸国と区別されることが多くなっている。

参考文献

- ・井出和貴子「主要統計からみるギリシャ経済」『欧州経済』（大和総研，2015年7月16日掲載）
http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/europe/20150716_009931.pdf.
- ・河村小百合「国際金融市場における国家債務再編をめぐる課題」『JRI レビュー』2015 Vol.7, No.26（日本総合研究所，2015）pp.73～96.
- ・経済産業省「第1章第2節 債務危機により混迷を深めた欧州経済」『通商白書』（2012）.
- ・土田陽介「なぜギリシャ危機は終息しないのか～求められる「ソルベンシー問題」への支援～」『調査レポート』（三菱UFJリサーチ&コンサルティング，2015年6月19日掲載）<http://www.murc.jp>
- ・日本経済新聞（2015年各号）
- ・羽森直子「欧州中央銀行のユーロ危機対策」『流通科学大学論集—経済・情報・政策編—』第23巻第2号（2015）pp.111～132.
- ・羽森直子「ユーロ危機の原因」『流通科学大学論集—経済・情報・政策編—』第22巻第1号（2013）pp.99～123.
- ・村田奈々子『物語 近現代ギリシャの歴史』（中公新書，2012）.
- ・山口綾子「ユーロ経済の動向 周縁国債務危機は終息したのか？」『Newsletter』2014 No.33（公益財団法人国際通貨研究所，2014年9月1日掲載）pp.1～13.
http://www.jima.or.jp/Docs/newsletter/2014/NLNo_33_j.pdf.
- ・Mazower, Mark, “Greeks vs Germans,”（2011年12月6日掲載）
<http://www.newstatesman.com/europe/2011/12/greece-germany-war-essay-greek>.